

各自治会町内会長 各位

横浜市栄区長

令和 5・6 年度 横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

時下 皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から地域活動に対しまして、格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいております。

令和 3・4 年度委嘱の方々の任期が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ではございますが、貴会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただきますよう、御依頼申し上げます。

【依頼事項】

- ・各自治会町内会より 1 名以上の推薦をお願いいたします。

【提出書類】

- ・令和 5・6 年度消費生活推進員候補者推薦書

【提出期限】

- ・令和 5 年 2 月 24 日（金）

【送付書類】

- ・令和 5・6 年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）
- ・横浜市消費生活推進員推薦の流れ
- ・令和 5・6 年度横浜市消費生活推進員候補者推薦書
- ・横浜市消費生活推進員募集チラシ

【提出先・問合せ先】

〒247-0005 横浜市栄区桂町 303-19  
栄区役所地域振興課 野本・三國・鶴池  
TEL894-8391 FAX894-3099  
MAIL : sa-chishin@city.yokohama.jp

経 消 第 660 号  
令和 4 年 11 月 1 日

自治会町内会会長 各位

横 浜 市 長

令和 5・6 年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和 3・4 年度委嘱の方々の任期が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、令和 5・6 年度も引き続き、横浜市消費生活推進員活動事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただきますよう、御依頼申し上げます。

担当 経済局消費経済課 本田、長岡、谷藤  
電話 6 7 1 - 2 5 8 4  
F A X 6 6 4 - 9 5 3 3

# 令和5・6年度横浜市消費生活推進員 推薦の詳細について

## 1 趣 旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦や公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会・町内会等からの御推薦をお願いするものです。

## 2 任 期

・1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。

・今回の募集は令和5年4月から令和7年3月までが任期となります。

・再任は2回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、3回以上再任されることがあります。

## 3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

### (1) 地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動を行います。

活動分類	内 容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催 や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意 (地区の実情により実施)
	環境に配慮した購買行動の推進	
情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動		
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

### (2) その他

ア 推進員相互の情報交換等

イ 研修への参加

ウ 市が行う消費者行政に対する協力

#### 4 募集対象者

令和5年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

#### 5 推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

#### 6 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただいて、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

御記入いただいた個人情報、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和3・4年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業にかかわること以外の利用はいたしません。

#### 7 提出期限

令和5年2月24日(金)までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい。

#### 8 委 嘱

令和5年4月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

#### 9 そ の 他

活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集チラシをご覧ください。



©YUKI ISHII

## 横浜市消費生活推進員 推薦の流れ

時期	ご依頼事項	
11月 下旬	連合会町内会	* 各自治会町内会長に説明及び候補者推薦書の配布をお願いいたします。
12月 ～ 2月末	①自治会町内会	候補者の選出
	②候補者	候補者が候補者推薦書の必要事項を記入
	③自治会町内会	候補者推薦書を区役所地域振興課に提出 (自治会町内会名、会長名が記入されているか、 ご確認ください)  締切：令和5年2月24日(金)まで  * 自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へご相談下さい
3月 下旬～	区地域振興課	とりまとめ、委嘱式等の通知
4月	区地域振興課	委嘱状の交付

### 提出・お問合せ先

栄区 地域振興課 地域活動係 担当者 野本・三國・鶴池

住所：栄区桂町303-19

電話：894-8391 FAX：894-3099

Mail :sa-chishin@city.yokohama.jp

# 令和5・6年度 横浜市消費生活推進員候補者推薦書

(候補者本人記入欄)

ふりがな			
氏名			
住所	〒 横浜市		
電話番号			
新任・再任 の別	<input type="checkbox"/> 新任	初めて	
	<input type="checkbox"/> 再任	過去の在任時期を分かる範囲でご記載ください	
		<input type="checkbox"/> 1期目	(令和・平成 年 ~ 年)
		<input type="checkbox"/> 2期目	(令和・平成 年 ~ 年)
		<input type="checkbox"/> 3期目	(令和・平成 年 ~ 年)
<input type="checkbox"/> それ以上 ( 期目)	(令和・平成 年 ~ 年)		
年代	<input type="checkbox"/> 18歳~20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上		
個人情報、は、次の目的でのみ利用し、それ以外の利用はいたしません。 ・消費生活推進員関連業務 ・会員相互の連絡用名簿 ・自治会町内会及び令和3・4年度消費生活推進員（新旧事務引継ぎのため）へ情報提供			

令和 年 月 日

(提出先)

横浜市 長

上記の方を横浜市消費生活推進員に推薦します。

(自治会町内会長記入欄)

自治会町内会名	
地区名	
会長氏名	
候補者が 3期目以上の場合 その理由	<input type="checkbox"/> 後任者が不在である <input type="checkbox"/> その他 ( )

提出・問合せ先

栄区 地域振興課 地域活動係 担当者 野本・三國・鶴池  
 住所: 栄区桂町303-19  
 電話: 894-8391 FAX: 894-3099  
 Mail: sa-chishin@city.yokohama.jp

提出締切: 令和5年2月24日(金)

# 令和5・6年度 横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では、地域における安全で快適な消費生活を推進して下さる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。



(C) YUKI ISHII

こんなこと  
聞いたこと  
ありませんか？

損害保険で  
住宅の修理が  
できるって？

1回だけの  
お試しのつもり  
だったのに

3万円の  
トイレ修理が  
最終的に30万円に！

注文していない  
カニが届いた！

## 消費者被害が増えています！

買い物をして、料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。「消費生活」は人の暮らしそのものですが、商品やサービスの内容が複雑になり、消費者トラブルが次々に発生しています。皆さんの見守りや声かけ・啓発活動で、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

## 消費生活推進員の活動は？

- ◆ 市や区役所で開催する研修などで、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域の見守り活動のポイントについて学びます。
- ◆ 高齢者等の集まりで、悪質商法未然防止などの出前講座を開きます。
- ◆ 区のイベントへの出展や情報紙を発行して、消費生活情報を地域にお知らせします。
- ◆ 環境配慮の学習会、施設見学、商店街・農家との意見交換を行い、消費生活に関する理解を深め、地域に情報を伝えます。
- ◆ 困っている方を、消費者トラブルの相談窓口である「横浜市消費生活総合センター」へつなぎます。



## 消費生活推進員のハマ子さん

